

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年7月22日

【事業年度】 第100期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

【会社名】 東洋埠頭株式会社

【英訳名】 TOYO WHARF & WAREHOUSE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 三浦 等

【本店の所在の場所】 東京都中央区晴海一丁目8番8号

【電話番号】 (03)5560-2701

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 相座 政夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区晴海一丁目8番8号

【電話番号】 (03)5560-2701

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 相座 政夫

【縦覧に供する場所】 東洋埠頭株式会社 川崎支店  
(川崎市川崎区扇町13番1号)

東洋埠頭株式会社 大阪支店  
(大阪市此花区梅町二丁目4番72号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成23年6月28日に提出した有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項があったので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものである。

## 2【訂正事項】

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6.【コーポレート・ガバナンスの状況等】

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示している。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6.【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)、(2)、(3) <略>

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決定に基づき報酬総額を決定している。

各取締役及び監査役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、当社の定める一定の基準に基づき決定している。

なお、役員退職慰労金制度については、平成17年3月の取締役会において廃止を決議している。

(4)～(10) <略>

(訂正後)

(1)、(2)、(3) <略>

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議に基づき報酬総額を決定している。

取締役の報酬額は、当社の定める一定の基準に基づき、取締役会決議により決定し、監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定している。

なお、役員退職慰労金制度については、平成17年3月の取締役会において廃止を決議している。

(4)～(10) <略>